（厚生労働省組織規則の一部改正）

第四条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官） **第六十四条**　（略） ２～６　（略） ７　障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。 一　（略） 二　障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。 ８・９　（略）	（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官） **第六十四条**　（略） ２～６　（略） ７　障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。 一　（略） 二　障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。 ８・９　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　地域相談支援給付決定障害者　法第五条第二十四項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。 六～十四　（略）	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　地域相談支援給付決定障害者　法第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。 六～十四　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令の一部改正）

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（令和六年厚生労働省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第九条の規定は令和六年四月一日から施行する。	**附　則** この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第九条の規定は令和六年四月一日から施行する。